

第1回熊本中央新施設建設候補地評価委員会会議録

○日 時 平成29年6月6日(火) 10:00~11:38

○場 所 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会 事務所内

○出席者

(委員) 14名

長谷委員	鳥井委員	皆川委員	甲斐委員	内田委員
江口委員	高濱委員	尾上委員	向井委員	藤瀬委員
西山委員	本田委員	師富委員	岡本委員	

(事務局) 12名(協議会長、事務局長、事務局員、一般財団法人日本環境衛生センター)

○会議の概要

1 開 会

2 委嘱状交付

3 協議会長挨拶

4 委員紹介(資料①<委員名簿>を参照)

5 委員長・副委員長選出

委員の互選により委員長に長谷委員を、副委員長に鳥井委員を選出

6 諮 問

7 報告事項

1) 広域化の背景とこれまでの取り組みについて

委員会設置要綱(資料②<設置要綱>を参照)、一般廃棄物処理施設の現状、施設整備の全体スケジュール、各施設の処理概要、公募及び推薦要項等について事務局より説明

2) 開催スケジュール(案)について

開催回数、時期、各回の概要を事務局より説明し、次回開催日程の調整を行う。

3) 評価方法について

評価手順(事前評価、1次評価、2次評価の3段階評価)、事前評価項目及び基準について事務局より説明。報告事項ではあるが、事前評価基準について、委員会としての意見を事務局に示す。1次評価及び2次評価の詳細は次回委員会で協議することとなる。

8 そ の 他

9 閉 会

熊本中央新施設建設候補地評価委員会名簿

	氏名	役職名等
委員長	長谷 義隆	天草市立御所浦白亜紀資料館 館長
副委員長	鳥井 真之	熊本大学 特任准教授
委員	椋木 俊文	熊本大学 准教授
	皆川 朋子	熊本大学 准教授
	橋場 紀仁	益城町 区長会長
	甲斐 昌和	嘉島町 上仲間区長
	内田 敏則	西原村 下布田区長
	江口 壯	御船町 嘱託員会長
	高濱 有一	甲佐町 仁田子区長
	尾上 一哉	山都町 環境審議会 会長
	向井 康彦	益城町 副町長
	藤瀬 伸二	嘉島町 総務課長
	西山 春作	西原村 総務課長
	本田 安洋	御船町 副町長
	師富 省三	甲佐町 副町長
岡本 哲夫	山都町 副町長	

※順不同、敬称略

熊本中央新施設建設候補地評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会(以下「協議会」という。)を構成する町村及び組合で計画している新たな一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたり、民意及び専門的見地から総合的に評価を行うため、熊本中央新施設建設候補地評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて、協議会が諮問する次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を協議会の会長(以下「協議会長」という。)に答申するものとする。

(1) 新たな一般廃棄物処理施設の建設候補地の評価について

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係町村より推薦された者
- (4) 行政関係者
- (5) その他協議会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める協議会長への報告をもって終了するものとする。

2 協議会長は、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員を解任することができる。

3 協議会長は、委員が諸事情により欠員となった場合には、当該委員の残りの任期について補充委員を委嘱することができる。

4 委員に必要な要件は、協議会長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員会の最初の会議は協議会長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議において、委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において行う。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による協議会長へ報告がされる日限り、その効力を失う。